

## (仮称) ショッピングモールフェスタの新設届出に対する意見募集要領

### 1 意見募集の趣旨

福島県は、福島県商業まちづくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）を平成17年10月に制定し、複数の市町村のまちづくりに影響を与える特定小売商業施設（店舗面積8,000㎡以上）を設置しようとする者に対し、届出を義務付けています。

届出に対し、県は、関係市町村（※）の長や住民等の意見、福島県商業まちづくり審議会の意見、福島県商業まちづくり基本方針との適合等を勘案しながら、7か月以内に意見を述べることとなっております。

このたび、株式会社日和田ショッピングモールが「（仮称）ショッピングモールフェスタ」の新設届出書を令和5年3月20日に提出したことを受け、県が届出に対する意見を述べるうえでの参考とするため、商業まちづくりの推進の見地から、関係市町村の住民等の皆様の意見を下記により募集します。

（※）関係市町村

条例では、特定小売商業施設が立地する市町村（立地市町村）、立地市町村に隣接する市町村（隣接市町村）及び条例の規定に基づく指定を受けた市町村（周辺市町村）をまとめて関係市町村と定義しています。

（立地）郡山市

（隣接）会津若松市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、天栄村、猪苗代町、平田村、三春町、小野町

（周辺）福島市

### 2 意見を提出できる方

- (1) 関係市町村の区域内に居住する方
- (2) 関係市町村において事業活動を行う方
- (3) 関係市町村に存する団体
- (4) 関係市町村の事業所や学校等に通勤・通学している方など、関係市町村内で何らかの社会・経済活動を営んでいる個人、法人、その他の団体

### 3 提出期限

令和5年7月11日（火） 必着

### 4 提出方法

別紙「新設届出に係る意見書」を郵送してください。

※ 「新設届出に係る意見書」の様式は、以下からダウンロード可能です。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/syomachijoureitodoke.html>

### 5 提出先

〒960-8670

福島市杉妻町2-16

福島県商工労働部商業まちづくり課

※ 封筒余白に「新設届出に係る意見書在中」と記載してください。

## 6 留意事項

- (1) 提出された意見は、特定小売商業施設の新設届出に対し、県が意見を述べるうえで参考とする目的で使用するものとし、それ以外の目的では使用しません。
- (2) 提出された意見又は意見の概要は、個人情報情報を秘匿したうえで公表します。（法人・団体の名称及び代表者氏名並びに意見提出者の市町村名は公表します。）
- (3) 法人格のない団体については、団体の概要及び構成員が分かる資料を必ず添付してください。なお、団体の概要は公表する場合があります。
- (4) 意見は、条例第13条第3項に掲げる事項を勘案して述べなければならないこととされていますので、御注意ください。

- (5) 以下の意見は無効とします。

- ア 関係市町村の住民等以外から提出された意見
- イ 匿名の意見又は概要が不明である団体から提出された意見
- ウ 届出内容と関係のない意見

- (6) 提出された意見は、返却しません。

- (7) 新設届出書は、以下の場所で閲覧することができます。

福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課

（福島市杉妻町2-16、電話024-521-7126）

福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課

（郡山市麓山一丁目1-1、電話024-935-1292）

郡山市産業観光部産業雇用政策課

（郡山市朝日一丁目23-7、電話024-924-2251）

会津若松市観光商工部商工課

（会津若松市東栄町3-46、電話0242-39-1252）

須賀川市経済環境部商工課

（須賀川市八幡町135、電話0248-88-9143）

二本松市産業部商工課

（二本松市金色403-1、電話0243-55-5120）

田村市産業部商工課

（田村市船引町船引字畑添76-2、電話0247-82-6677）

本宮市産業部商工観光課

（本宮市本宮字万世212、電話0243-24-5381）

大玉村産業建設部産業課

（安達郡大玉村玉井字星内70、電話0243-24-8096）

天栄村産業課

（岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78、電話、0248-82-2117）

猪苗代町商工観光課

（耶麻郡猪苗代町字城南100、電話0242-62-2117）

平田村企画商工課

（石川郡平田村大字永田字切田116、電話0247-55-3115）

三春町産業課

（田村郡三春町字大町1-2、電話0247-62-3960）

小野町産業振興課

（田村郡小野町大字小野新町字舘廻92、電話0247-72-6938）

福島市総務部総務課市民情報室

（福島市五老内町3-1、電話024-525-3714）

## 【参考】条例（抜粋）

（市町村の長等の意見）

第13条 知事は、第9条第4項の公告の日から3月以内に、関係市町村の長に、規則で定めるところにより、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 関係市町村の住民等（当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に存する団体をいう。次項において同じ。）は、第9条第4項の公告の日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

3 第1項の聴取に係る意見及び前項の意見は、立地市町村の長及び住民等にあっては第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項を、隣接市町村及び周辺市町村の長及び住民等にあっては第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を勘案して述べなければならない。

(1) 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合

(2) 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあっては、土地利用関係計画）との適合

(3) 特定小売商業施設の新設が隣接市町村又は周辺市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該隣接市町村又は周辺市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあっては、土地利用関係計画）の実現に与える著しい影響の有無及びその内容

(4) 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び当該特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況

(5) 特定小売商業施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容<sup>(1)</sup>

(6) 新設届出者等が行おうとする地域貢献活動の基本的方向

（以下、省略）

## 7 問合せ先

福島県商工労働部商業まちづくり課

電 話 024-521-7126